府令

○内閣府令第二号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（地域経済課の所掌事務） **第五十四条**　地域経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十六　略］ 三十七　信用保証協会法施行令（昭和二十八年政令第二百七十一号）第五条第二項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。 （中小企業課の所掌事務） **第五十六条**　中小企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　略］ 七　中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 ［八～十　略］	（地域経済課の所掌事務） **第五十四条**　地域経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十六　同上］ ［号を加える。］ （中小企業課の所掌事務） **第五十六条**　中小企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　同上］ 七　中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること。 ［八～十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。